

人権週間について、法務省のホームページに載っていたことについて、下記の通りお知らせします。

本年も、12月4日から12月10日までの1週間が「人権週間」です。ご家庭でのお話の中で、お互いのことを思う言葉をしっかり使っていただきたいと思います。そのことから、人と人との繋がりや温かさをしっかりと感じ、生きる喜びにつながると思います。

ここから法務省のホームページの内容です。

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、昭和24年（1949年）から毎年、人権デーを最終日とする1週間（12月4日から12月10日）を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

しかし、今なお、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病元患者やその家族などに対する偏見・差別など、様々な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。

本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、様々なメディアを利用して、全国各地で集中的に人権啓発活動を行います。

この機会に、人権について改めて考えてみませんか？

「誰か」のこと
じゃない。

第73回
人権週間 12月4日～10日
12月10日は人権デーです。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方への
救済活動を行っています。秘密は必ず守ります。

みんなの人権110番
全国の法務局に設置されている
0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110
生活困窮者支援センター 0570-070-810
弁護士による相談窓口 0570-090-911

インターネット
人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン
からアクセス可能)

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会